

庄原市立西城市民病院 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1. 基本理念

庄原市立西城市民病院（以下「当院」という）は、庄原市が設置する公立病院として、地域医療の発展と市民の健康維持に寄与する有為な人材を広く求めています。

当院は、広島県および庄原市が掲げる「誰もが尊厳を持って安心して働ける環境づくり」の基本方針に基づき、当院の採用試験受験者、インターンシップ生、実習生等（以下「求職者等」という）が、その採用活動および就職活動において、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という）により不利益を被ることや、尊厳を傷つけられる環境に置かれることを断じて許しません。

2. 対象となるハラスメントの定義

本方針において「求職者等に対するセクハラ」とは、当院の採用面接、説明会、実習、インターンシップ等の場において、当院の職員（会計年度任用職員等を含む）から求職者等に対して行われる、性的な言動およびそれを拒絶・受容したことによる不利益な取り扱いを指します。

（１）性的な言動の例

性的な関心や私生活に関する質問、不必要な身体への接触、食事や交際への執拗な誘い、性的な冗談など。

（２）対価型・環境型ハラスメントの例

性的な関係を要求し、それに応じないことを理由に採用選考で不利益な評価をすること、または性的な言動により求職者等が著しい不快感を覚え、採用活動に専念できない環境を作ること。

3. 事業主（当院）の責務と基本方針

当院は、管理者（院長）の指揮のもと、以下の措置を講じます。

（１）毅然とした態度の表明

求職者等に対するセクハラは人権侵害であり、当院として一切容認しない方針を明確にします。

（２）職員への周知・啓発

採用に関わる面接官、実習指導者だけでなく、全職員に対して本方針を周知し、定期的なハラスメント防止研修を実施します。

（３）庄原市・広島県との連携

庄原市人事担当部局および広島県労働局等の指導に準拠し、公務員倫理・労働法規に則った適正な採用・就業環境を維持します。

4. 相談窓口の設置と適切な対応

求職者等が万が一セクハラを経験した場合、または目撃した場合の相談窓口を設置します。

（１）相談窓口の設置

当院の職員向けハラスメント相談窓口に、求職者等専用の受付体制を整備します。（担当：地域連携室）

（２）事実関係の迅速かつ正確な調査

相談があった場合、庄原市病院事業事務局と連携し、客観的な事実関係を迅速に調査します。

（３）被害者への配慮と救済

事実が確認された場合、被害を受けた求職者等に対して適切な配慮（選考の公正な再評価、心理的ケアへの案内等）を行います。

5. プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

(1) 守秘義務の徹底

相談者、行為者、および調査に協力した者のプライバシーは厳重に保護し、相談内容が外部に漏洩しないよう細心の注意を払います。

(2) 不利益取扱いの禁止

求職者等がセクハラ相談を行ったこと、または調査に協力したことを理由に、採用選考において不利益な取り扱い（不合格とする等）を行うことは、法律および当院の規定により厳に禁止します。

6. 行為者に対する厳正な対処

調査の結果、求職者等に対するセクハラ行為が確認された職員に対しては、庄原市職員懲戒処分基準および当院の就業規則等に基づき、免職、停職、減給、戒告等の厳正な処分を下します。

また、管理監督者に対しても、監督責任を厳しく問います。

令和8年10月1日施行